

国会開設の請願

国会開設願望の概文

伏して惟るに、明治元年三月に當つて、広く會議を起し、万機公論に決するの聖詔あり、ついで、明治七年四月國家立憲の政体を立て、故弊庶どもにその廢に願ふとの聖諭あり、概旨既に言かくの如し、今や我日本帝國の形勢を察するに、内はもつて官民協力の実なき、人民疑惑を朝廷に抱き、政府或は人民を抑制することあり、外はもつて各國に對し平等の權を有する能はず、或は難免を受け或は凌侮を被るの少なとせず、これ他なし、政制の主義聖詔と相矛盾するあるをもつてなり、今にしてこれを變更せんば、官民の隔絶日に愈々遠く、外國の屈辱を被る、日に益々甚しく、ついに言うに忍びざるの域に陥らんも亦測るべからず、これが國民たる者、豈に黙せざるべけんや、それ、國は人民に依て組織する者なり、人民にして自由の權利を保つことなく、参政の權利を有する能はざる時は、官民協同、共に國を護するに由なく、各國に對し國權を擴張するに道なし、今日の計をなす者、聖諭に基づき、速かに國會を開設するにあるのみ、然らばすなわち、日本人民にしてこれが開設を願望せざる者は、天皇陛下の御趣意を奉戴せざる者と謂うべく、國を思ふ情なき者と謂へべく、吾身を愛し吾本分を尽さざる者と謂うべし、故に、吾輩、上毛諸君と號り、本年九月をもつて國會開設願望書を天皇陛下に奉呈し、内外をして振張協和ならしむるの基を立て、我帝家を永遠万代の久しきに保護し奉らんとす、望むらくは、吾上毛諸君、吾輩と志を同する者は、九月十二日をもつて高崎に來會あれ、共に願望のことを議すべし

明治十三年 月

上毛連合會 創立委員

國會開設願望ノ概文

伏々惟るニ明治元年三月ニ當テ廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スルノ聖詔アリ尋テ明治八年四月國家立憲ノ政体ヲ立テ故弊庶ト俱ニ其廢ニ願フノ聖諭アリ取旨既ニ已ニ此ノ如ク今ヤ我日本帝國ノ形勢ヲ察スルニ内ハ以テ官民協和ノ實ナクハ人民疑惑ヲ政府或ハ人民智ヲ抑制スルヲアリ外ハ以テ各國ニ對シ平等ノ權利ヲ有スルニハ或ハ輕蔑ヲ受テ或ハ凌侮ヲ被ル少シトセス是レ他ナク政制ノ主義聖詔ト相矛盾スルヲ以テナリ今ヨレテ之レヲ變更セシムルハ官民ノ隔絶日ニ愈々遠シ外國ノ屈辱ヲ被ル日ニ益々甚シク我輩ニ忍ビシキルノ域ニ陷ランモ亦測ル可カラズ之レガ國民タル者豈に黙セシムルベケンヤ夫レ國ハ人民ニ依テ組織スル者ナリ人民ノ自由ノ權利ヲ保ツトナシテ參政ノ有スル能ハザル時ハ官民協和共ニ國ヲ護スルニ由ナク各國ニ對シ國權ヲ擴張スルニ道ナク今日ノ計ヲナス者聖諭ニ基キ速カニ國會ヲ開設スルニアルノミ然ラハ則テ日本人民ニシテ之レガ開設ヲ願望セキル者ハ天皇陛下ノ御趣意ヲ奉戴セキル者ト謂フヘク國ヲ思フノ情ナキ者ト謂フヘク吾身ヲ愛シ吾本分ヲ盡シタル者ト謂フヘク故ニ吾輩上毛諸君ト號リ本年九月ヲ以テ國會開設願望書ヲ天皇陛下ニ奉呈シ内外ヲ振張協和ナクシテ久シキに保護シ奉ラントス望ムラキハ吾上毛諸君吾輩ト志ヲ同フスル者ハ五月廿九日ヲ以テ高崎ニ來會アレ共ニ願望ノことを議スヘシ

明治十三年 月

上毛連合會

創立委員

これは、「国会開設願望の概文」です。

明治元年（1868）に出された「五箇条の誓文」の中にある「一広く會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」という条や同8年（1875）の「漸次立憲政体樹立の詔勅」について述べながら、國會を開設することは天皇の意思に沿うことであるといっています。また、國會をもつことは諸外國と平等になることであること、國を組織する人民に参政權がなければ國を強くできないことなどが述べられています。

明治13年（1880）は、群馬県だけでなく全国各地で國會開設の運動が高まり、翌14年（1881）、國會開設の勸告が發せられました。

*概文（考えを周囲に知らせる文）／概旨（天皇の考え）